

◇ 天野和夫賞 ◇

天野和夫賞

第10回受賞者および選考理由

1. 天野和夫賞の趣旨

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とする。

2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

3. 第10回天野和夫賞選考の経過

2012年度については、規程第6条に基づき、駒林良則・本学法学部教授（前法学研究科長）を委員長とし、田中成明・国際高等研究所副所長・京都大学名誉教授（法哲学専攻）、高橋直人・本学法学部教授（法史学専

攻)、渡辺千原・本学法学部教授(法社会学専攻)、望月爾・本学法学部教授(前法学研究科大学院担当副学部長)、倉田玲本学法学部教授(教学部副部長)を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は、2012年8月1日に開催され、選考の結果、以下のように決定した。

4. 第10回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

金子 博 氏

最終学歴：2012年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：刑法

学 位：博士(法学) 立命館大学

博士論文：「共同正犯の再構成——過失犯と不作為犯の共同正犯を素材として」

【選考理由】

本論文は、過失犯の共同正犯及びこれと密接な関係をもつ不作為犯の共同正犯における、共同正犯成立の前提である「共同性」について、ドイツと日本の議論を詳細に検討し、緻密な分析を加えたものである。従来の議論では、共同者相互に因果的または心理的な相互作用が現実にあったことを根拠として共同正犯を根拠づけようとしていたが、これでは不作為犯や過失犯では、そうした意味での共同性が認められないことになってしまう。

本論文は、特に、欠陥製品であるのに回収(リコール)しなかったために走行中のトラックのタイヤが脱落して歩行者が死傷した事故の事例を念頭に置いたうえで、我が国に大きな影響を与えたドイツの過失犯および不作為犯の共同正犯の議論を参考にして上記の問題の解明に取り組み、その結果、決定的なのは、現に因果や心理において相互作用があったことではなく、協力し合って損害結果を防止すべき義務(共同義務)があったのに、各人がこれを怠ったこと(共同違反)であることを鋭く指摘してい

る。このような結論は、今後の共同正犯の再構成を促すものとして、画期的な学問的意義を有するものといえる。以上のことから、選考委員会は、本論文が天野賞に値するものと評価することとした。

中村 悠人 氏

最終学歴：2012年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：刑法

学 位：博士（法学）立命館大学

博士論文：「刑罰の正当化根拠に関する一考察」

【選考理由】

本論文は、刑罰の正当化根拠に関するものである。即ち、なぜ刑罰が許されるのかという問題意識のもとに、ドイツの戦後の刑罰理論の変遷を辿り、近年有力になっている応報刑論の新たな展開の検討を行ったうえで、その理論的基礎である、カント、ヘーゲル、さらにはフォイエルバッハらの刑罰理論に立ち戻って刑罰の正当化根拠をめぐる議論を検討している。その検討から、これらの刑罰理論が機能する場合とそれらが前提とする人間観との相違を明らかにしたうえで、社会における人々を行動統制の客体とみなすことになる刑罰による規範形成機能というものに疑問を呈し、反対に、人々を自律的な判断から規範に従う人格とみなすべきあるとの視点で刑事立法を検討するべきである、との結論に至っている。

本論文の扱う刑罰の正当化根拠について、カント以来のドイツの刑罰論を通史的に扱う研究はこれまでほとんどなく、また、本論文には、上記の検討から得られた知見をわが国の刑事立法へ応用し、それに対する批判的視点を提示しようとする意欲もうかがわれる。本論文は、このような学問的成果を有するものであるが、さらに、本論文のスケールの大きさや刑法の根底にある人間観に正面から取り組んだことは、十分に評価されるべきであり、天野賞に値するものといえる。

松倉 治代 氏

最終学歴：2012年 3 月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：刑事訴訟法

学 位：博士（法学） 立命館大学

博士論文：「刑事手続における Nemo tenetur 原則——ドイツにおける展開を中心に——」

【選考理由】

本論文は、近代の刑事訴訟法の基本原則である Nemo tenetur 原則——何人も自身にとって不利益なことを強制されず、義務づけられず、自己負罪から自由である——について、ドイツと日本における詳細な検討を通じて、この原則の歴史的展開と理論的根拠を明らかにしようとしたものである。ところで、我が国の刑事実務では、未だこの原則と矛盾するような運用がなされており、被疑者・被告人の自己負罪の危険性が高い状況にあるといえる。そこで、この原則を我が国で確立させねばならないが、そのためにはこの原則の根拠と保護内容を明確にする必要があるとして、特に、ドイツの議論を詳細に紹介している。結論として、この原則は、憲法制定以前から存在し、憲法が保障する基本権に影響を与え、刑事司法及び刑事手続全体を方向づける法原則であり、被疑者・被告人が自己に不利益な供述を拒否したり黙秘したりすることを保障するのみならず、被疑者・被告人の供述の自由、つまり、供述をするか否か、いつ、何を、どのように、どの程度供述するかについて、自由に決定できることを保障するもの、とした。

本論文は、Nemo tenetur 原則について、ドイツ法を中心に詳細に論じたものとして我が国では初めての研究であるという学問的意義を有するとともに、我が国の実務の変革を促す基礎を提供するものとしても評価することができる。

(2) 規程第3条1項2号該当者

今年度は受賞者なしとする。

(3) 規程第3条2項該当者

船越資晶氏

最終学歴：2000年3月 京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究
指導認定退学

* 京都大学法学研究科助教授（2007年4月より准教授に職名変更）を
経て、2009年4月より京都大学法学研究科教授

専門分野：法社会学

学 位：博士（法学） 京都大学（2004年3月）

著 書：『批判法学の構図：ダンカン・ケネディのアイロニカル・
リベラル・リーガリズム』勁草書房（2011年）

【選考理由】

本書は、アメリカの法学界で一世を風靡した批判法学の主要論者の一人であるダンカン・ケネディの法理論を読み解き、その意義を明瞭かつ鋭敏に解き明かした秀作である。

批判法学は、リーガル・リアリズムの近代法批判の流れをくみ、1960年代末から、イェールやハーバードなどトップロースクールを舞台に発展し、よく知られる「法は政治である」という言葉に代表される法理論であるが、「批判だけで何ら生産性がなく、具体的な問題に対して何らの示唆もない」と実定法学者からは疎まれ、法哲学や法社会学でもなかなか正面から取り組むのが困難なこともあり、その含意の深さに対しては、日本でもごく少数の例外を除けば十分に検討されてこなかった。ことに、ケネディについては、本格的な研究はほとんどなされてこなかったといつてよい。

それに対し、船越氏の本書は、ケネディの法的思考、司法過程、法学教育論などを詳細に論じ、批判法学の本当の意味は、むしろ具体的な法的問

題に対応しようとするその様に対してこそ鮮やかに現れ、そして、そのようなそれは決して単なる破壊ではなく、具体的な法の課題に対して、導きの糸としても活きうることを示す。筆者は、ケネディの理論を、リベラル・リーガリズム、反リーガリズムのいずれでもない、その中間のアイロニズムと定位する。

船越氏は、ハーバードロースクールに2度にわたって留学、ケネディに師事して、批判法学の中でも難解といわれ、日本でほとんど紹介されていないケネディの議論を咀嚼したうえで、彼自身の視点でこれを再構成したものである。本書は、船越氏の大学院以来の研究の総まとめとして世に出した、初めての本格的な研究書である。法を社会的文脈の中に位置づける法社会学の批判的な流れをくむ理論研究として現在の最高水準の研究であり、法の優れた基礎研究として、選考委員全員一致で、天野賞にふさわしいと評価した次第である。

5. 天野和夫賞授与式

2012年11月23日、本賞の受賞者出席のもと、竹瀆修・本学法学部長の司会により「天野和夫賞第10回授与式」が開催された。川口清史・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、駒林良則・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授与式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。